事業者

ごみ・資源物収集カレンダーの 広告を募集

毎年9月に発行する「ごみ・資源物収 集カレンダー」に掲載する広告を企業・ 事業者から募集します。

- □掲載対象 ごみ・資源物収集カレン ダー(10月~平成29年9月)
- □掲載位置 カレンダー各月ページ下部
- □枠数・掲載料 24枠・1枠5万円
- □発行部数 15万冊
- □提出書類 広告掲載申込書・広告原稿
- 案・会社概要が分かる書類
- 申 5月16日(月)~31日(火)(必着)に、下記

へ郵送・Eメールまたは持参(エコプラザ 西東京)

※詳細は、市₩をご覧ください。

◆ごみ減量推進課(〒202-0011泉町 3 -12-35 · **⋒**042-438-4043 · ⊠gomigen@city.nishitokyo.lg.jp)

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にあり がとうございました。

坂本 正善 様(10万円)

- ◆秘書広報課Ⅲ
- $(\mathbf{m} 042 460 9803)$

楽しのスタシラ。盛りだくさん。

西東京市マスコットキャラクター[いこいーな]の LÍNEスタンプが発売中です。

- 🔼 1 セット40スタンプ
- ¥120円または50LINEコイン

※価格はLINE㈱の規定および購入経路により異なり

LINE STOREまたはスマートフォンアプリ[LINE] 内スタンプショップから[いこいーな]で検索してくだ さい。





伝統文化等継承事業を行う団体への 補助金制度がスタート

西東京市固有の伝統芸能・民俗芸能・ 無形文化財(伝統行事など)を継承する市 内の事業に対して経費の一部を補助しま す。希望する団体は、市民説明会に参加 してください。

□**対象事業** 4月1日~平成29年3月31 日に実施する、郷土への愛着の向上・担 い手となる後継者の育成・地域の連携を 目的とした伝統文化等継承事業のうち、 ①本市の歴史の中で培われ、継承するこ とが必要と認められる事業 ②過去に本 市で実施され、復活・発掘することが必 要と認められる事業

例:どんど焼・おはやしなど

- □補助金上限 1事業10万円
- □資格 次の全てに該当する団体
- 市内に活動拠点がある一定の活動

実績があり、応募した事業に継続的に取 り組める見込みがある ●団体の規約を 備え、代表者と所在地が明らかである

- ●会計経理が明確である●ほかに補助 金の交付を受けていない ●宗教や政治 活動を目的としない ●暴力団やその構 成員の統制下にない ●特定の個人また は団体の利益の増進を目的としない
- 申6月1日冰午前9時~6月30日休午 後4時に、申請書などの提出書類を文化 振興課(保谷庁舎3階)へ持参(郵送不可) ※申請書などは文化振興課・市田で配布

□説明会

- 時・場5月24日火・田無庁舎5階 6月1日(水)・保谷庁舎別棟 ※いずれも午後6時30分
- ◆文化振興課保(☎042-438-4040)

市議会定例会

第2回市議会定例会は6月3日金 から開催する予定です。

本会議・委員会は傍聴できます。 日程などは決まり次第、市議会IPで お知らせします。請願・陳情の提出 期限などは、お問い合わせください。 ◆議会事務局Ⅲ(☎042-460-9861)

傍 聴 教育委員会

- 問 5月24日以午後2時
- 場防災センター
- 内・定行政報告ほか・10人
- ◆教育企画課 保(☎ 042-438-4070)

■個人情報保護審議会

- 時 5月20日 金午前10時
- 場田無庁舎3階
- 内·定個人情報保護制度ほか・5人
- ◆総務法規課Ⅲ(☎042-460-9811)

傍 聴 審議会など

■文化財保護審議会

- 閱 5月20日逾午前10時~正午
- 場保谷庁舎3階
- 内・定西東京市の文化財保護・5人
- ◆社会教育課保(☎042-438-4079)

■地域公共交通会議

- 時 5月20日 金午前10時~正午
- 場保谷庁舎別棟
- 内・定はなバスルート見直しの状況ほか・ 5人
- ◆都市計画課保(☎042-438-4050)

■健康づくり推進協議会

- 畸 5 月25日 份午後 1 時30分~ 2 時 45分
- 場防災センター
- 内・定健康づくり推進プランほか・5人
- ◆健康課保(☎042-438-4021)

熊本地震 本市における被災地支援活動

~西東京市民の思いを込めて~

市では、市民の皆さんの被災地への思 いを形にするため、市役所および市職員 の活動を通じて、被災地支援に取り組ん でいます。活動によりお預かりした義援 金は、日本赤十字社を通じて被災地に寄 附していきます。

□職員有志による街頭募金活動

市内5駅の各駅前周 辺にて、職員有志に よる募金活動を行い ました。

●活動期間…4月24 日~28日午後6時 ~7時 ※24日は



田無駅のみ

- ●参加職員…延べ110人
- ●募金額…118万4,346円(街頭募金活 動分のみ集計・寄附済み)

※このほか「市役所への募金箱設置」「職 員を対象とした義援金募集」などにより、 引き続き募金活動を実施します。

□被災地に職員を派遣

4月25日~29日に職員2人を熊本県に 派遣しました。今後も罹災証明発行のた めの建物家屋調査関係業務などの派遣要 請に備え職員が待機しています。

◆秘書広報課Ⅲ

 $(\mathbf{m} 042 - 460 - 9804)$

市内の空間放射線量測定結果

(5月6日現在)

市では、市内における放射線の状況を把握するため、市内を2kmメッシュで 区分し、小中学校・保育園・公園の5カ所と武蔵野大学内(協力)1カ所の合計 6カ所で空間放射線量を測定しています。

| | | | | | 線量率(マイクロシーベルト/時) | |
|--|-----|-----------|-----|---------|------------------|---------------|
| | 区分 | 測定場所 | 町名 | 測定日 | 地上1m | 地表面 (地上5㎝) |
| | 北部 | 栄小学校 | 栄町 | 5月2日(月) | 0.050 | 0.055 |
| | 東部 | なかまち保育園 | 中町 | 3 日(祝) | 祝日のため測定なし | |
| | 中央部 | 田無第二中学校 | 北原町 | 4 ⊟(祝) | | |
| | 西部 | 田無第三中学校 | 西原町 | 5 日(祝) | | |
| | 南西部 | 田無市民公園 | 向台町 | 6 日金 | 0.030 | 0.036 |
| | 南部 | 武蔵野大学(協力) | 新町 | 4 日(祝) | 祝日のため測定なし | |
| ※早新の桂起は古町でご覧/ ださい ▲理培保会理(電 0.42 _ 429 _ 40 | | | | | | |

※最新の情報は市₩でご覧ください。

減免対象(重複する場合は1つのみ)

◆環境保全課(☎042-438-4042)

必要なもの

廃棄物処理手数料の減免申請 ~市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者に配布~

6月8日例から別表の世帯を対象に、 減免(指定収集袋の無料配布)の申請を受 け付けます。別表の「必要なもの」とお持 ち帰り用袋をご持参ください。

※対象者が窓口に来られない場合は、代 理人が委任状と代理人の本人確認ができ るものを持参し、申請してください。

| 受付日 | 場所 |
|-----------------|----------|
| 6月 8日(水)~11日(土) | |
| 16日(木)~18日(土) | エコプラザ西東京 |
| 21日(火) | 保谷駅前公民館 |
| 23日休) | 柳沢公民館 |
| 28日(火) | 芝久保公民館 |
| 30日休) | ひばりが丘公民館 |
| | |

※受付時間:午前9時30分~午後7時(正 午~午後1時を除く。土曜日は午後5時まで)

□配布枚数

- 可燃・不燃ごみ兼用袋130枚
- ●プラスチック容器包装類専用袋50枚 ※別表①~⑨の方は7月~平成29年6月

分、別表⑩の方は4月~平成29年3月分

□収集袋の大きさ

1人世帯……小袋(100相当) 2~4人世帯…中袋(200相当)

5人以上世帯…大袋(400相当) ※市民税非課税の確認が必要な世帯は、

平日午後5時からと土曜日の当日配布不可 ※別表⑦~⑨の方で、平成28年1月1 日時点で本市に住民登録がなかった方は、 以前に住民登録をしていた市区町村の平 成28年度非課税証明書(世帯全員)が必 要です。

※6月8日以降、左記申請受付日以外は、 ごみ減量推進課(エコプラザ両東京)で受 け付けます (平日 0 ₄)。

※7月1日以降に申請した場合の配布枚 数は、申請した月分からとなります。

- ◆ごみ減量推進課
- $(\mathbf{m} 042 438 4043)$

□別表

| 1 | 生活保護世帯 | 認め印・生活保護担当者 確認印を押した申請書 |
|-----|---|--|
| 2 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く支援給付を受けている方が属する世帯 | 認め印・本人確認証 |
| 3 | 児童扶養手当受給世帯 | 認め印・手当受給証 |
| 4 | 特別児童扶養手当受給世帯 | 認め印・手当受給証 |
| (5) | 老齢福祉年金受給世帯(対象が明治44年以前に生まれた方) | 認め印・年金受給証 |
| 6 | 遺族基礎年金受給世帯 1)世帯に18歳到達年度の末日までの扶養者がいる方 (平成10年4月2日以降に生まれた方) 2)世帯に障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の扶養者がいる方 | 1)認め印・年金受給証 2)認め印・年金受給証・ 年金振込通知 |
| 7 | 身体障害者手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯 | 認め印・身体障害者手帳 |
| 8 | 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯 | 認め印・精神障害者保健 福祉手帳 |
| 9 | 愛の手帳1度または2度の所持者で市民税非課税世帯 | 認め印・愛の手帳 |
| 10 | 東日本大震災により居住継続が困難となった被災者および福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示などが出された地域などから避難した世帯 | 認め印・関係官公庁が発 行する罹災証明書 ^な ど |